

2021年2月24日
第71号

事務局だより

郡山市朝日一丁目29番9号
(公社)郡山市シルバー人材センター
事務局

早春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
2021年の新年度を迎えるに当たり、下記についてご案内申し上げます。

1. 2021年度(令和3年度)会員会費の納入について

2021年度会員会費の納入につきましては、下記の期日に「会員配分金振込口座からの引落とし」となりますので、残高の確保をお願いいたします。

(1) 2021年度会員会費額

- ・正会員:2,500円(会費:年額2,000円、共助会会費:年額500円)
- ・特別会員:1,500円(会費:1,000円、共助会会費:500円)※就業は出来ないが共助会活動には参加できますので、特別会員への変更希望者は事務局までお申し出ください。

(2)引落日:2021年4月26日(2,500円以上の残高をご用意下さい。※3月配分金振込日です。)

2. 会員の状況調査について

事務局では、会員皆様方の現況を的確に把握して就業に結びつけるため、会員状況調査を実施いたします。

【会員状況調査書】 就業意向欄と現在の登録内容に変更がある場合のみ変更後の内容を記入し、同封の「受取人払い返信用封筒」を用いて返送してください。

3. 定期健康診断受診のお願いについて

センターでは、就業を提供するにあたり、各位の健康管理が最重要課題の一つであります。つきましては、年に1回以上の健康診断を受診されて就業に臨むようお願いいたします。

4. 団体傷害保険の基準改定について

会員各位が就業中や通勤途上において、もし事故に遭われた時に対応するセンター加入の団体傷害保険の基準が、2021年4月1日より下記のとおり改訂となります。

なお、現在のところ、保険金の保険料はセンターが全額負担しており、会員各位の負担はありません。

- (1)死亡保険金 600万円(2)後遺傷害保険金 600万円が限度(3)入院保険金1日 3,000円(180日分が限度)
- (4)手術保険金:入院中 30,000円または入院外 15,000円(5)通院保険金1日 2,000円(90日分が限度)

5. 安全・適正就業を厳守してください(不適格就業をしないでください)

センターでは、会員の就業適正化を図るため、就業上不適格な行為の防止・是正に取り組んでおりますが、今年度下記のとおり不適正事案が発生したため、安全・適正就業委員会の答申を受け、理事会は次のとおり決議して措置を行いました。いずれも会員(派遣)就業規程、就業不適格会員に対する取扱要領、安全・適正就業基準等の違反行為です。くれぐれも不適格な就業をしないで、信用と信頼の醸成に取り組んでください。

①会員2名:過失により多大な損害を発生させた

⇒ 措置:現在の職種の就業禁止と全ての仕事を1年以上の期間就業中止

②会員1名:虚偽の就業報告書の作成・報告 ⇒ 措置:3ヶ月の就業停止と誓約書の提出

③会員2名:発注者に就業報告書・就業完了確認書への白紙押印強要後、自ら就業時間等を記入、提出

⇒ 措置:現在の職種の就業禁止と全ての仕事を10か月の期間就業を中止

④会員1名:就業先でのセクハラ行為 ⇒ 措置:契約・就業の終了

⑤会員2名:発注者との直接取引、個人情報漏洩、苦情の発生 ⇒ 措置:就業停止3ヶ月

6. 新会員をご紹介ください

センターでは、シルバー事業をさらに広めるため、常に新会員を募集しています。会員みなさまの友人・知人・親戚・配偶者等を、ぜひとも新会員にお誘い下さるようお願い致します。

「郡山市に在住、満年齢60歳以上で健康な方、センターの趣旨に賛同される方」ならどなたでも会員に登録出来ますので、同封の「新入会員紹介用紙」を用いてご紹介下さるようお願いいたします。

なお、複数人の新会員を紹介後、被紹介者が入会された場合は、翌年度総会時に金品を添えて表彰させていただきます。

<お問い合わせ・連絡先> (公社)郡山市シルバー人材センター (TEL:933-0001、FAX:933-0019)